

## 現代の村落生活における集団構成と近隣関係

— 福井県坂井郡坂井町高柳の事例 —

松 岡 昌 則

## Groups and Neighbourhood in a Village Life

— a monographic study of a "Mura" in Fukui Prefecture —

MASANORI MATSUOKA

## 一 はじめに

現代の農村に広く存在する兼業化の進展、「農家経済の解体」と村落における農民層の滞留という事実の理解をめぐって、これまでくりかえし論議されてきたが、それを統一的に把握する試みはいまだ十分にはなされていないようである。それは、最近の農村研究において、現代における村落の意義と役割の検討が再び提起されていることと関連している。<sup>(1)</sup> とりわけ「現代村落」の位置づけをめぐる論議においては、右の「農家経済の解体」がいわれるなかでの村落における農民層の滞留のメカニズムの問題は、避けて通れない問題であろう。しかも、現代の村落を資本や政策の要求にもとづく支配の末端機構としての側面と主体的運動基盤としての側面の統一的把握を目ざす場合には、<sup>(2)</sup> 農民の側からの村落への対応の視点が要求さ

れる。つまり、ここでは、現実の村落の内に生じている変化の過程を、農民の生活営為の対応のなかに正當に位置づける作業が必要であるが、<sup>(3)</sup> 日常の生活営為において農民が相互にとり結んでいるさまざまな村落内社会関係の分析は、村落の「形骸化」「解体」が指摘されて以来、不当に閑却されてきたように思われる。しかし、農民の対応の諸形態は、村落という生活の場においてもっとも具体的に示され、村落内社会関係にもっとも明確にあらわれると考えられる。したがって、農民の対応における村落という場合、現代における村落内社会関係の内容とその変化をまずもって検討することではなければならないであろう。

本稿は、その意味で、戦前の重立支配を脱して、次第に居住にもとづく画地による近隣組<sup>(4)</sup>の機能を増大させることによって村落生活の再編をはかっている一村落をとりあげ、農業をめぐる協同関係と、

それとは異った結びつきをもつ農外就労をめぐる村落内社会関係を分析しつつ、両者に共通してその基底によつたたる村落内の日常生活交渉関係と内部構成の変化について考察することによって、現代の村落における兼業化の進展と農民層の停滞の統一把握を試みようとするものである。

## 注

- (1) たとえば、最近においては、蓮見晋彦は「一九七〇年代における農村社会の変動と村落」(『社会学評論』第一二四号一九八一)で、村落の現代的意義と役割、および変質の過程の論議の必要を説いている。
- (2) このような主張として、高橋明善の「村落社会研究の課題と方法Ⅲ」(『村落社会研究』第七集一九七一 二二二頁)がある。
- (3) 布施鉄治を中心とする共同研究では、直接に村落を対象とするものではないが、農民諸個人の階級的規定性を土台としながらも、同時にそれに対する階級的矛盾止揚過程を、社会機構概念と生活過程分析でもって、社会構造の中に定位しようとしている。(とくに、布施鉄治、岩城完之、小林甫「生活過程と社会構造変動に関する一考察」(『社会学評論』第九九号一九七四)および布施鉄治「戦後日本農村社会学の展開と農民層の『生産・労働』生活過程」分析の視角」(『社会・生活構造と地域社会』北川隆吉監修 時潮社 一九七五)
- (4) 木村礎は歴史学の立場から、「戦後歴史学が定立したきわ立った大概念」として、「発展」、「階級」とともに「共同体」をおき、「発展や階級の問題は、常に、社会の基底部の構造、特に、個々の人間と彼を包摂する集団との関係の日常的構造、とのかかわり合いにおいて深められねばならない」として、ここに「共同体」の具体的内容を与えようとしていることは注目される。(木村礎「共同体の歴史の意義」を検討するにあたって」『日本村落史』三〇五—六頁、弘文堂、昭和五三年)
- (5) ここでは竹内利美の規定にもとずいている。すなわち、竹内は、

近隣組織を三つの型に分け、それらは「狭い意味での近隣集団ないし近隣関係」であり、(a)「地域」原則の形と(b)「家並」原則の形との二型をまず区別し、前者は「村組」と総称することができ、後者はさらに、(i)「家並」に即しても、一定の「家数」を基準に二者択一的な帰属関係において家々が明確な集団に編成されている型<sup>(1)</sup>、「近隣組」と(ii)「家々がそれぞれの『家並』に即して異なる交渉圏を連鎖的に持つため、全般的には定型的な集団形態を示さない型」<sup>(2)</sup>「トナリ関係」の二つに区分する。(竹内利美「近隣組織の諸型」『東北大学教育学部研究年報』第一五集一九六七)なお、村落研究における近隣把握の意味については、拙稿「現代農村における近隣関係—村落社会研究の分析視角をめぐって」(『東北大学教育学部研究年報』第二七集一九七九)を参照されたい。

## 二 地域の概況と農業経営をめぐる協同関係

## 1. 調査対象地域の概況

福井県坂井郡坂井町は、福井県最大の平野である坂井平野の北部に位置し、昭和五五年センサスにおける耕地の水田化率が九七・五%を占める典型的な米単作農村である。昭和三〇年三ヶ村の合併<sup>(1)</sup>、翌三二年木部村の合併、そして翌三三年の木部村の一部分村の経過を経て現在にいたっている<sup>(2)</sup>。昭和五五年国勢調査では、坂井町は二、五二五戸一〇、九六六人となっており、農家率は六〇・五%である。

坂井町の西側を兵庫川が貫流しており、木部地区はこの兵庫川と九頭龍川の河間地帯にあつて、長く水害に悩まされてきた。かつては「木部輪中」と呼ばれ、寛弘二年(一〇〇五)に鬼辺郷一七ヶ村を囲む「鬼辺堤」がつくられている<sup>(3)</sup>。その後たび重なる改修工事を経て、昭和四三年の九頭龍ダム完成の後、堤の必要もなくなったが、以前は水防組織を基盤として強固なつながりを持ち、ひとつの地域的結塊を形成していた。しかし現在では、高柳を含む木部の東側九部落が坂井町に、西側八部落が三国町に属し、木部地区のまと

まりを複雑にしている。

さて、高柳は藩政時代には木部高柳村として、丸岡藩に属し、元禄一三年（一七〇〇）から明治二年にいたるまで高一〇九〇石一升を有していた。明治二年に木部村に合併され、以後木部地区の中心集落として展開する。すなわち、高柳に木部村役場、小学校、幼稚園、郵便局、駐在所がおかれ、坂井町に合併してからは、旧役場を支所兼木部公民館として使用し、農協支所もおかれている。このほか私設の保育所や各種商店もあって、隣接集落の住民にも利用されている。また、木部地区の区長により組織されている木部区長会の代表は高柳区長があたる。

高柳は戸数六九戸、うち農家六一戸、非農家八戸であり、農家の一戸当平均耕作面積は一・六三町と福井県では上位にある。農業生産活動は米を主体とし、養豚農家が三戸、酪農家が一戸あるが、表1に示したように、専業農家は三戸だけである。また、高柳には自営兼業として、原繩生産・加工、縫製業、ブロック建築、造園業がある。

高柳の交通の便は、集落内で県道二本が交錯し、いずれも県道芦原街道からはずれて三国町へむかう道路となっており、福井市街まで車で四〇分、日常の購買をおこなう三国町市街まで車で一〇五分程度である。また、バスが三国町から京福電鉄三芦線の西長田駅、春江駅へ一日七往復している。

表1 高柳の専業別非農家別戸数

	戸数
計	69
専業	3
第一種兼業	21
第二種兼業	38
非農家	8

(昭55年センサス)

2. 高柳の農業生産構造と農民層の動向

高柳の耕地は農道・用水路によって他部落耕地と明確に区切られ、一、七七七筆、一〇三・〇三町を有し、うち田が一、三六七筆、九

九・九九町にたいして、畑は四一〇筆、二・〇五町と少ない。この高柳耕地のほとんどは高柳住民によって耕作され、入作は福井市在住農家四戸の四反のみであり、また高柳の農家が小作する福井県企業庁臨海開発公社の所有地が四反ある。出作はない。

表2 経営規模別農家戸数

経営規模	坂井町	坂井町木部	高柳	
			田畑計	田
計	1,528戸(100.0%)	386戸(100.0%)	61戸(100.0%)	61戸(100.0%)
Ⅵ5反未満	135 ( 8.8)	26 ( 6.7)	5 ( 8.2)	5 ( 8.2)
Ⅴ5～10反	223 ( 14.6)	45 ( 11.7)	6 ( 9.8)	6 ( 9.8)
Ⅳ10～15反	417 ( 27.3)	100 ( 25.9)	11 ( 18.0)	11 ( 18.0)
Ⅲ15～20反	498 ( 32.6)	125 ( 32.4)	18 ( 29.5)	18 ( 29.5)
Ⅱ20～25反	205 ( 13.4)	71 ( 18.4)	16 ( 26.2)	17 ( 27.9)
I25反以上	40 ( 2.6)	18 ( 4.7)	5 ( 8.2)	4 ( 6.6)
30反以上	10 ( 0.7)	1 ( 0.3)	—	—
例外規定	—	—	—	—

(注) 坂井町・坂井町木部については昭和55年センサスより。高柳は昭和56年2月現在の部落台帳より作成。

表3 高柳農家の耕地所有概要

経営階層	世帯番号	経営耕地規模		世帯主年齢	その他農業業 副自営兼業	経営階層	世帯番号	経営耕地規模		世帯主年齢	その他農業業 副自営兼業
		田m <sup>2</sup>	畑m <sup>2</sup>					田m <sup>2</sup>	畑m <sup>2</sup>		
I	⑤⑧	27,630	434	72	繩	III	⑭	16,977	317	49	繩・養豚
	③①	27,012	475	40			③	16,474	346	72	繩
	⑥	26,393	710	38	繩		⑤①	16,417	196	42	
	⑥②	25,773	454	63			②⑧	16,339	320	52	繩加工
II	⑤	23,945	1,028	58	繩	III	⑥⑨	16,088	301	53	
	④⑤	23,829	467	53			⑫	16,027	343	55	繩
	③③	23,280	363	52	繩加工		⑰⑨	15,728	285	44	
	④⑨	23,210	322	53	繩加工製		④③	15,276	422	47	酪農
	③②	23,016	382	50	繩	IV	②	13,555	383	47	繩
	③⑤	23,007	457	79			⑦	13,470	266	57	繩
	⑮	22,617	555	48	繩		⑤⑦	13,179	147	58	繩
	④	22,609	3,580	50	養豚		⑮	13,076	317	50	
	⑤⑥	22,193	397	51	(世一壁職人)		②⑤	11,512	201	54	繩
	②⑥	22,009	433	43	繩(世一大工)		⑧	11,432	146	49	
	⑤⑩	21,467	276	32	繩		⑥⑧	11,390	257	39	
	⑥④	21,436	316	53	繩		⑬	11,172	99	32	雜貨, 酒, 理美容
	⑪	21,237	448	46	ブロック業		⑤②	11,040	49	55	繩
	④⑥	21,068	391	54			⑤③	10,024	179	48	(世一大工)
	④⑧	20,807	266	53	(長男一大工)		⑤⑨	10,019	240	52	繩
	④①	20,733	626	66	繩		V	⑰	9,400	213	61
⑥⑥	20,189	340	61		③④	9,289		158	57		
III	②⑨	19,524	407	54	繩	②①		7,920	247	46	
	⑨	19,484	440	61		⑥⑦		7,810	197	68	
	⑮⑥	19,342	392	36	繩	②④	7,550	0	42		
	③⑩	19,138	576	55	繩	⑥①	6,083	49	51	(世一大工)	
	②⑦	18,998	362	62	繩	VI	④⑩	4,709	200	69	雜貨店
	①	18,712	653	49	繩		②③	4,515	42	54	
	④④	18,697	379	48			④⑦	3,387	285	56	
	②②	18,455	432	44	繩		③⑨	1,969	49	51	飲食店
	②⑩	18,190	511	51	繩, 養豚, 繩加工		③⑧	1,916	122	69	菓子店
	⑤④	17,135	191	42	繩						

昭和56年2月

表2・3に坂井町・木部地区および高柳の経営耕地規模別農家戸数と耕地所有概要を示したが、以下では農民諸階層の農業生産をめぐる協同の要求が村落内部でどのようににたちあらわれているかをみるために、水田の経営耕地規模二・五町〜三町層をⅠ層、二町〜二・五町層をⅡ層、一・五〜二町層をⅢ層、一町〜一・五町層をⅣ層、五反〜一町層をⅤ層、五反未満層をⅥ層と六階層に分けて分析をすすめてみることにしたい。

まず、高柳農家の農業経営にたいする一般的傾向を知るうえで、最近における土地所有の変化と耕地の貸借関係および農作業の受委託についてみる。

昭和四四年から五五年までの高柳における耕地移動件数は計三六件あるが、うち交換と自己所有の転用を除く二三件について、譲受者の経営階層別にみると表4のようになっている。譲受者のうち⑤②⑥③④⑥④の七戸は②⑤以外はすべてⅡ層である。また、⑨①⑦④⑦⑥①はハサ場の畑や苗代のわずかな売買であり、⑬は県公社への譲渡による買いもどしである。譲渡者では、⑰は一時不動産業を個人で経営し、その債務弁済のためにかなり手

表4 階層別土地移動件数(部落内関係戸)

現経営階層	譲渡件数 (譲渡者)		譲受件数 (譲受者)	
	10戸	15件	15戸	16件
計	—	—	—	—
Ⅰ	—	—	—	—
Ⅱ	1 (⑤)	1	6 (⑤②⑥③④⑥④)	7
Ⅲ	3 (⑬⑨⑫)	4	2 (⑨ ⑬)	2
Ⅳ	2 (⑬⑤)	2	1 (⑤)	1
Ⅴ	1 (⑰)	5	3 (⑰④⑥)	3
Ⅵ	2 (③④)	2	1 (③)	1
その他(現非農家)	1 (⑥)	1	2 (⑦ ⑥)	2

(注) 世帯番号で数字の多い世帯が前に出ているものは件数が重複しているものである。なお、件数が23件より少ないのは、転出戸、福井市在住戸、県開発公社が介在するものがあることによる。

離れたものであり、⑬③④の三戸はいずれも自営兼業部門の増強資金捻出のために耕地を手離している例である。

耕地の貸借関係は、後述する昭和五四年の土地改良事業実施直前、開発公社関係を除くと二三件あり、すべて部落内農家の関係である。このうち上位の階層が借りているものは、⑩が分家⑦に贈与した耕地をそのまま耕作している一件だけであり、同位の階層間には二件、下位の階層に貸しているものが一〇件である(表5)。

さらに農作業の受委託についてみると(表6)、④は妻の病気によって昭和五三年から委託に出すようになり、⑨はタクシー会社勤務が忙しく七年ほど続いており、⑫も仕事の都合によるものであり、⑭と⑮以外に恒常的に委託する農家は少ない。また、⑱と⑲は兄弟であり、これを除いて階層をみると、④がⅡ層、⑫⑬がⅣ層で、受託農家はⅠ層が一戸、Ⅱ層が三戸、Ⅲ層が二戸となり、④がⅢ層の二戸に分けて委託している以外は上層に委託している。また、農協への委託については表7に示したが、高柳農家の農協委託は収穫・カントリー委託が主となっている。このうち例年委託しているのは⑦⑧②④⑤⑥⑦の七戸であり、それは家族員の恒常的勤務によるものいづれも規模縮少の意思はない。そのほかに一般的傾向はみいだけず、農協への作業委託はその年々の家族員の労働力事情によることがわかる。これを経営階層別にみたのが表8であり、Ⅳ層Ⅴ層が多く、農外就労との兼ねあいにおける農家経営規模の限界を示唆しているといえる。ところで坂井町農協の作業受託は、昭和五年のカントリーエレベーターの完成とともににはじめられている。現在三基あって、これを利用した乾燥調整は昭和五四年、五、六三四トンと急増したが、昭和五〇年以降の他の作業受託はほとんど停滞している。しかもこのような作業受託は兼業農家からの要請によって行っており、農協ではこの受託事業を積極的に推進する方向はとっておらず、いわば仲介役をはたすにすぎない。そして高柳では

表5 高柳耕地の貸借関係

貸付者		借受者		地目	面積㎡	関係の内容	土地改良事業に さいしての処理
世帯 番号	経営 階層	世帯 番号	経営 階層				
⑥	I	⑰	V	田	515	B D	借金のカタのため解消 兄弟であり継続 継続 無償で解消 " 継続 現1代限りで継続 面積7:3で解消 継続 面積7:3で解消 " 無償で解消 面積7:3で解消 無償で解消
⑰	V	⑳	VI	"	2,255	A C D	
"	"	㉑	VI	"	240	A	
⑳	III	㉒	III	"	1,000	B C E	
"	"	"	"	畑	49	" " "	
㉓	IV	㉔	V	田	2,000	A B C D	
⑳	III	㉕	VI	"	2,415	A C D	
㉖	II	⑬	IV	"	1,000	A	
㉗	—	⑳	I	"	1,548	A C D	
㉘	II	⑬	IV	"	968	旧地主・小作関係	
"	"	⑪	II	"	925	仕事場トナリ D	
"	"	㉙	V	"	991	C, ㉚の妻かつて奉公していたD	
"	"	⑫	III	苗代	250	D	
㉚	II	㉛	V	田	240	D, 苗代共同・耕地近接	

(注) A:シンセキ B:トナリ C:班 D:同行仲間 E:友人 また、土地改良事業にさいしての処理とは、換地配分のためにそれまでの貸借関係を解消するか否かを当事者間で決めたことをいう。

表6 作業委託(個人)

内容	昭和53年			昭和54年		
	委託	受託	数量	委託	受託	数量
耕うん整地	⑱	⑫	5反	⑱	⑫	5反
	⑤⑨	⑤	9.9反	⑤⑨	⑤	9.9反
育苗・田植	④⑥	⑤①	10反	④⑥	⑤①	10反
	"	⑳	5反	"	⑳	5反
	⑤②	⑳①④⑤	5反	⑤②	⑳①④⑤	5反
刈りとり	⑤⑨	⑳③	9.9反	⑤⑨	⑳③	9.9反
刈りとり・乾燥	④⑥	⑳	5反	④⑥	⑳	5反
	"	⑤①	10反	"	⑤①	10反
全作業委託	③⑨	⑳⑳①②①	1.9反	③⑨	⑳⑳①②①	1.9反

(注) 昭和55年は土地改良事業のため除く

⑳と㉛が農協から作業を請負っている。  
このように、高柳の農業経営の変化は、耕地移動としての自営兼業部門の増強のための耕地処分はみられるものの、他産業就業による処分はほとんどなく、また、上向志向も「二町あれば一人前」ということばに代表されるように、Ⅲ層からⅡ層への志向までであり、それ以上積極的に購入する動きは現在のところ生じていない。その意味では耕地所有の現状にもとづく農外就労のあり方による作業委

表7 農協委託状況

内容	昭和51年		昭和52年		昭和53年		昭和54年	
	世帯番号	数量	世帯番号	数量	世帯番号	数量	世帯番号	数量
耕うん整地								
芽だし							②	100枚
育苗	②	177枚	⑤⑥ ⑥②	79枚	②③ ③① ⑥⑧	60枚	⑦⑧ ⑧⑨ ②⑩ ③⑪ ⑤⑫	5枚
				2枚		270枚		5枚
						13枚		12枚
								10枚
								5枚
育苗・田植	⑦⑬ ⑭⑲ ⑳	5反	⑦	2反	⑦⑳	3反	⑳㉑ ㉒	2.2反
		3反				2反		10.8反
		2反						
		2反						
防除								
収穫→カントリー	⑦⑧ ⑲⑳ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚ ㉛㉜	3.7反	⑦⑧ ⑲⑳ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚ ㉛㉜	5.7反	⑦⑧ ⑲⑳ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚ ㉛㉜	7.1反	⑦⑧ ⑲⑳ ㉑㉒ ㉓㉔ ㉕㉖ ㉗㉘ ㉙㉚ ㉛㉜	6.2反
		10反		10反		9.8反		11反
		7.5反		7.5反		7.5反		6.5反
		2反		2.2反		5反		5.8反
		6.5反		6.5反		2反		4反
		2反		3反		3.4反		6.4反
		9反		10反		10反		10反
		7.4反		6.5反		4.3反		4反
		6反		4反		5.8反		
カントリーのみ			⑬	7反	⑬	7反	⑩	3反

(注) 昭和55年は高柳の土地改良事業のため除く

託が主流であり、しかも高柳では作業委託が経営委託に移行するケースはなく、また委託先農家を固定化しているケースは二戸だけである。

高柳における農業経営の概要については以上の如くであるが、そ

うした状況のもとでの高柳における農機具の導入は、昭和三二年に最初の耕うん機が導入されたことには始まり、乗用トラクターは昭和四〇年に導入されている。図1に乗用トラクター、田植機、バイ

図1 農業機械導入状況

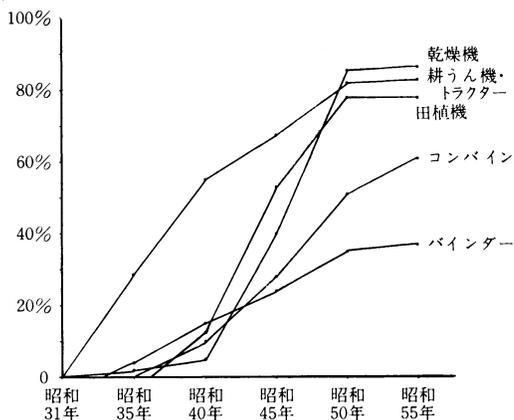


表8 農協委託農家の経営階層別戸数

階層	年				
	計	昭51	昭52	昭53	昭54
計		14戸	13戸	15戸	17戸
I	3		1	1	1
II	2		1		1
III	5			2	3
IV	31	8	7	8	8
V	14	5	3	3	3
VI	4	1	1	1	1

年代後半には機械化一貫体系が確立している。また、現在の経営階層別所有状況を表9に示した。やはり農機具所有は上層になるほど多く、Ⅱ層以上はコンバインを持たない農家が一戸だけである。Ⅲ層は田植機が一戸、コンバインが五戸、乾燥機が一戸に非所有がみられる。なお、農機具所有における高柳の特徴として当初より共同の所有が多い。

表9 階層別農機具所有状況

経営階層	階層別家数	トラクター		田植機		コンバイン		乾燥機	
		個人所有	共有	個人所有	共有	個人所有	共有	個人所有	共有
計	61戸	12戸	39戸	39戸	9戸	13戸	20戸	51戸	2戸
I	4	1	3	2	2	2	2	4	
II	17	5	12	14	3	7	9	15	2
III	18	3	15	15	2	4	9	17	
IV	11	1	9	7	1	1		9	
V	6	2		1	1			4	
VI	5							2	

(昭和56年2月現在)

### 3. 農業生産活動をめぐる「仲間」関係

高柳では、右の農機具をめぐって複雑な共有関係がみられ、通称「機械仲間」と呼ばれている。表10をみるとわかるように、計三十一件の現在の共有関係のうち、ひとつの共有関係が二、三の農機具を重複して共有するのは③④の田植機とコンバイン、③④のトラクターとコンバインだけであり、農機具毎に仲間が異なるのが通例である。これを一括して経営階層別にみると(表11)、重複を除き、Ⅰ層が四戸、Ⅱ層が一四戸、Ⅲ層が一六戸、Ⅳ層が九戸となり、仲間関係をもたない農家がⅠ層はなく、Ⅱ層三戸、Ⅲ層二戸、Ⅳ層が二戸なのに対して、逆にⅤ層で仲間関係に入っている農家は一戸である。また、これらに関係の内容別にみると、村落内シンセキと後述する同行が一四件、次いで班の一三件、以下トナリの五件となっている。このように新たな農機具共同の関係は例外はあるものの村落内農家で結ばれ、Ⅳ層以上の多くが加入し、その結びつきも個別階層に限定し

ていない。他部落との仲間関係は三戸で、いずれも隣部落に居住する妻方の関係戸である。つまりこれらの関係は日常の生活をめぐる協同の関係を基盤として形成されていることを知る事ができる。そしてこの高柳における農機具共同の関係は流動的である。農機具導入の当初から共有が多く、農機具の更新毎に相手が変わることが多かった。まだ使えると思う者、新しい機種がほしいと思う者、これらが入り混ってその時点での機械仲間が形成されてきた。しかし現在では機械化一貫体系が一段落したこともあり、一応安定している。また、下層の農機具所有が少ないことは、このような部落の性格の中で、気楽に借りることができるといふ理由によるものである。

さらに高柳にはいくつかの協同作業の仲間があり、表12のようになっているが、これにはシンセキと同時に世帯主の個人的交友関係にもとづくものが多いことが注目される。このうち②と⑥の共同田植えは、一〇年ほど前から行っている。また共同防除は昭和三〇年から三年間、当時の農事研究会が機械を一台買って行ったことにはじまり、三三年にはその効果が認められて部落全体でさらに一台を購入し部落共同での防除が五年間続いている。しかし小型機の改良と共有機械の消耗につれて次第に個人で購入するようになり、昭和三八年には解消し、現在は③と④の一件が共同防除を行っているだけになっている。

また、これらの協同関係のほかに高柳には「養豚の仲間」がある。高柳で家畜を飼っている農家は現在四戸あって、二〇頭の乳牛を飼う酪農経営を行っている一戸(⑬)と、養豚を経営する三戸(⑭⑮⑯)に分かれる。酪農家は昭和四〇年に部落の北西に一戸で牛舎を建て、養豚農家は部落の東側に昭和三九年、当時四戸で共同の畜産団地をつくっている。その後昭和四二年に一戸が養豚をやめたが、それまでは四戸の養豚仲間が年に一度、家族ぐるみで旅行をしていた。

表10 機械仲間

農機具	機械仲間	関係の内容	継続期間	経営階層
トラクタ	④ ②⑤	E	7	II II
	③④ ④① ⑤⑥	A(③④) C(③④)	} 6(稲作協 業組合)	III II II
	⑨⑭⑳㉑	A(⑨⑭) D(⑨⑭⑳) C(⑭⑳)		III III III
	③②③⑤⑤③⑥②④	D(③②③, ⑤③④) C(③②③, ⑤③⑥④)	7	II II I I II
	②⑤ ④④ ⑥⑨	S49 残った者どうし		IV III III
	② ⑧	C, D	9	IV IV
	②⑦ ③① ④⑤	A(②⑦⑤) D(②⑦③) C(②⑦③)	8	III I II
	③③ ⑤④	A, D	8	II III
	④⑧ ⑤① ⑥⑧	D, B C(④⑧⑤)	8	II III IV
	⑬ ⑬ ⑬	C	5	IV III
⑬⑧ ⑬⑨ ④⑦	D(⑬⑧⑦) B C(⑬⑧⑨)	7	IV III IV	
田植機	① ⑦ ②②	A(①②②) 近所づきあい C(①⑦), D	8	III IV III
	⑬② ⑬⑧	A, D	9	III IV
	①① ④⑨	親の代からの共同(シンセキづきあい)	10	II II
	②④ ②⑤	A, B, C, D 土地貸借関係	10	V IV
	②③ ⑤⑥		7	III II
散粉機	③① ④⑤	A	7	I II
	⑥ ②②	A	7	I III
	③⑤他部落	妻の実家	6	II
	③③ ④⑨	D, E	5	II II
コンバイン	④ ④⑨	E 耕地近接	8	II II
	⑬⑤ ③②	A	6	II II
	⑨ ⑬④ ⑤⑥	A(⑨⑬④), D(⑨⑬④)	6	III III II
	① ②② ②③	A(①②②)	5	III III III
	③① ④⑤	A	3	I II
	③③ ⑤④	A, D	7	II III
	④⑧ ⑤①	B(ムカイ) C	8	II III
	⑬② ⑬⑬	C, D	3	III III
	④⑥他部落	妻の妹の婚家	4	II
③⑤他部落	妻の実家	8	II	
モミスリ	⑤⑨ ⑥②	B, C	8	IV I

(注) A:シンセキ B:トナリ C:班 D:同行仲間 E:友人 (昭和56年2月現在)

表11 機械仲間の階層別構成(田のみ)

経営階層	高柳戸数	機械仲間加入戸数
全体	61戸	44戸
I	4	4
II	17	14
III	18	16
IV	11	9
V	6	1
VI	5	0

表12 農作業の共同

仲間	共同の内容	関係の内容	経営階層
⑤ ⑤①	種まき、苗代づくり	A E	II III
③① ④⑤	育苗・田植	A E	I II
②⑧ ⑤⑥	田植	E	III II
③③ ④⑨	防除	D E (散粉機共同)	II II

(注) A：シンセキ D：同行 E：友人

(昭和56年2月現在)

## 4. 高柳の農業生産活動と村落

これまで述べてきたことは、高柳の農業生産活動をめぐる個別農家相互の関係であるが、次に、そうした個別農家の農業生産活動がどのように村落とかわわっているのかについてみることにしたい。

兵庫川は九頭龍川から引水する耕地の排水を集めて流れる川であり、したがってかつては兵庫川からの引水が可能になるのを待ち、用水係（現農事係）が住民の総集会を召集し田植えの時期を決定し、総人足として上流から一斉に行っていた。しかし現在ではその必要もなくなり、田植えも各戸にまかされるようになってきている。これは

農業生産をめぐる条件の変化による部落のかかわりの変化であり、それにつれて各戸の生産のあり方も変化する。総人足での田植えが行われていた時は、田植えの進行と各戸の耕地の混在の態様に合わせた品種の選択が不可避であったが、その必要がなくなると、品種にたいする部落のかかわりも消失し、各戸の自立化が進むとともに、近年では兼業労働との時間的配分のなかで品種が選択されている。

また、生産調整は当初から各戸にまかされている。

このように、農業生産をめぐる村落のかかわりが生産条件の変化によって消失し、各戸の自立性の増大を招き来させるが、なお村落とのかかわりを必要とし、村落内協同の関係として行なわれるものもある。

まず農業用排水路の清掃がある。清掃は高柳地係りを部落農家の人足で行う。これは年三回で、まず苗代田に水を引く直前、現在は三月の最終日曜日に「江堀」をする。田植えが終り、水草が生えてくると「江ざらい」である。そして秋の刈取り前に「江刈り」をする。各「地係り」を、班ごとに耕地を区切って担当する。人足は兼業労賃の半分以下であるが、総人足の日は農外の仕事を休むことが原則とされている。昭和五〇年以前には高柳婦人会が江刈の一部を担当し、人足賃を婦人会の会計に組み入れていたが、主婦兼業の進捗とともに行なわれなくなり、班だけとなった。農道の砂入れも班ごとに区画を決め班内で人足を割りあてる。

さらに、部落のかかわりとして収穫米を各戸から部落内にある農協倉庫に運び積荷する「米出し」がある。「米出し」は各戸の脱穀・調整の終了予定日を勘案して決定し、班毎に人足を集めて行う。終了後、やはり班毎に慰安をする。多くは近くの温泉に出かけ、費用は出荷俵数割で負担し、人足の決算はしない。

このように農業生産活動をめぐる（総）人足が決められているのであるが、「作業止」の日も設けられている。作業止は「農休み」

とも呼ばれ、現在毎月第三日曜日のほかに、正月の三個日と盆の八月一五・一六日および区民運動会、小学校体育会の開催日加わる。<sup>(10)</sup>このように農業生産にたいする部落のかかわりは、江堀、江ざらい、江刈りおよび農道の砂入れ、米出しの総人足や農休み等の執行に見られるが、農休みを除き、班毎に機能していることは注目すべきであろう。

ところで、高柳では昭和五四年から圃場整備事業を行っている。木部地区には、現在三つの土地改良区が組織されている。このうち高柳の関係している改良区は、主として用水上の関連をもつ海ヶ崎土地改良区と排水関係の井場土地改良区の二つである。海ヶ崎土地改良区は、坂井町高柳、木部東、下兵庫の一部、三国町池見の計二四〇・六町に掛る。また、井場土地改良区は坂井町高柳、今井と三国町池見、川崎、石丸、油屋、楽円の計八部落で構成されている。これらの改良区は大正二年に一反区画の耕地整理を行ったことよってつくられているが、三国町側はすでに昭和五一年に圃場整備を完了している。高柳でも当時施行の替否をめぐって投票が行われ否決されたものの昭和五三年四月に木部地区六部落と隣接する春江町堀越部落の計七部落で構成される「坂井町西部土地改良区設立準備委員会」を結成したことにより、本格的な事業がすすめられることになった。<sup>(11)</sup>役員を委員長が高柳(4)、副委員長清水、会計木部東、監事が折戸と泉に決定し、高柳内部での委員長に(5)があたることになった。工事の着工は海ヶ崎土地改良区と折戸、清永、島で構成される坂口土地改良区をそれぞれ会計・着工とも別個とし、下流から実施する。したがって高柳が初年度から着工することになり、高柳耕地分三五町(三分の一)を生産調整に合わせ昭和五四年秋から麦を植え、五五年着工のはこびとなった。その作業は、刈りとり、乾燥は農協に委託するが、耕起と種まき、防除は部落の総人足で実施している。また、会計は終了まで収益を部落で管理し、終了時点で反別

割で自己負担分に充当する。日どりは五四年一〇月二二日の総集会で急遽翌日から決まり、二二日から部落のすべてのトラクターが一斉に耕起をはじめている。高柳には前述のように農機具を共同で所有する家と個人所有の家とがあるが、機械仲間ではトラクターを運転しない人はスコップで畝たてをし、平等に出役する。作業は耕起、種まき、施肥で五日間かかり、その間すべて総人足である。人足賃は特別に男五、〇〇〇円、女四、〇〇〇円とし初集会決議金額より高い。また、トラクターの経費は一時間単位で計算する。

このように土地改良事業における部落決定は大きな比重を占め、以上のほか費用負担、役員の選出、苗代・畑面積の決定、農機具共同置場、換地、神社有耕地の位置決定、木部支所、木部公民館、幼稚園建設位置決定等々におよび、とくに換地は換地委員を選出し、一任している。

## 注

- (1) 東十郷村、兵庫村、大関村の三ヶ村である。
- (2) 町政は昭和三六年に施している。
- (3) 寛政年間に輪中としての形が完成したと考えられている。
- (4) 本家からの贈与地と資産として購入した耕地を当初から全て本家にまかせ、農業経営を行う意思のない(6)を農家から除くことにした。
- (5) 農家間の交換および開発公社の道路用地代替地獲得を含む。
- (6) 田畑を一括して貸しているものを一件とする。
- (7) 当初は一、〇〇〇トンに満たなかった。
- (8) 昭和五〇年以降の農作業の委託については、育苗が漸増しているものの、耕うん整地、田植、防除に目立った動きはなく、収穫作業はむしろ減っていることは注目される。
- (9) 高柳全体で昭和三三年度は一町九反、昭和五四年度は二町四反にすぎなく、すべて青刈りで、酪農経営戸(6)に飼料として売却している。

(10) 以前は必ずしも第三日曜に限られず、毎月一日と成人の日、一

月二五日の「天神講の日」、春分の日、盆の八月一四日から二〇日まで、および坂井町中学校体育大会の日の午後を半日作業止とし、このほか毎月三日程度の作業止を設けていたが、昭和四四年以降次第に少なくなり現在のようになっている。

(11) 事業の総面積は三四六町、事業費は関連事業を含めて三〇億円余、反当八万六千円で三ヶ年計画として着工している。

### 三 農外就労をめぐる村落内社会関係

#### 1. 農外就労の状況と農民層

前章では、農業生産活動をめぐる個別農家の結びつきと村落とのかわり方についてみてきたが、一方、農外就労の進展にともなう村落内農家の対応は、それとはまた違った結びつきを示している。そこで、ここでは、農民諸階層の農外就労の動向とその社会的結合について考察することにした。

高柳農家の農外就労は、やはり昭和三五年以降次第に増加し、昭和五五年には一戸平均二・〇人が農外に仕事を求めている。(11)次にそうした農外就労の動向について考察するが、そのまえに高柳における原縄生産についてふれておきたい。

縄生産は坂井郡一帯にみられ、藩政期のころからさかんに行われてきた。高柳でも昭和四〇年代までは

表13 原 縄 生 産 状 況

経営階層	世帯番号	続柄	機械・種類	縄生産面積
I	58	妻	機械・手差	2 町
	6	父・母	手 差	2 町 5 反
II	5	世・妻	機 械	2 町
	32	母	手 差	4 反
	15	母	"	3 反
	56	妻	機 械	3 反
	26	妻	(酒樽コモ)	2 反
	50	母	機 械	2 反
	64	妻の母	"	1 町 5 反
41	世・妻・母	機械・手差	2 町	
III	29	世・妻	手 差	2 反
	16	世・妻	"	1 町
	30	妻	機械・手差	5 反
	27	妻・母	"	1 町 3 反
	1	母	手 差	3 反
	22	母	"	5 反
	20	妻の母	"	7 反
	54	世・妻	"	2 反
	14	母	"	3 反
	3	世・妻	"	5 反
12	世・母	機 械	4 反	
IV	2	母	手 差	4 反
	7	妻	機 械	7 反
	57	世・妻	機械・手差	3 反
	25	母	手 差	1 町
	52	世・妻	機 械	5 反
59	世・妻	手 差	5 反	
非 農	60	妻の母	機械・手差	2 反(購入)

(昭和55年)

とんどの農家で副業として原縄をなっていた。しかし、ビニール紐の生産増加とコンバインの導入による藁の減少により、その後は急速に衰退している。現在では高柳全体で一、〇〇〇貫から五、〇〇〇貫を生産するにすぎなくなっている。表13に高柳における原縄生産状況を示したが、I層からIV層にわたって生産が行われている。このうち一町以上の藁をなっているのは二八戸のうち六戸である。また続柄別では世帯主がかかわる家は一〇戸、妻が一五戸、母が一五戸であり、主として中高年女性によって担われていることがわかる。

階層別には、I層から順にIV層までの全戸数に占める割合がそれぞれ五〇・〇%、五二・九%、六一・一%、五四・五%といずれも過半数を占めているが、V層以下はなく、非農家が一户である。

生産された原繩はそのままでは市場に出せず、加工機を通して整える。この繩加工機は終戦時までは三国町の業者が三国、木部地区の原繩を集め一括して行っていたが、終戦直後③と④が共同で一台購入したのはじまり、昭和二四年②が一台、翌二五年⑤と⑥で一台を購入し、部落内で行なわれるようになった。この三台が昭和四〇年まで続くが、四〇年に⑤⑥、④がやめ、かわって高柳の「同級生仲間」の②③④(二台)④がそれぞれに購入し、②③が一台を増し現在にいたっている。この時部落内農家をそれぞれの関係に応じて四つに分割し、原繩譲渡戸を確保している。現在もそれは基本的にはくずれていないが、④はその後縫製業に重点を移し、昭和五四年からは繩加工を行っていない。また、他の加工戸も部落内の原繩生産の減少により部落外からも買入れており、これが②は半分、③④は八割を占めている。

ともかく、高柳における主要な副業であった原繩生産は急速に衰

表14 経営階層別農外就業状況

経営階層	続柄	就業形態		
		計	恒常勤務	臨時勤務
I	世帯主	3	⑥	③⑥
	世帯主の妻	2		③⑥
	あととり	2	⑥	⑤⑧
	あととりの妻	2	⑥	⑤⑧
II	世帯主	8	⑤⑥⑥②⑥	④⑤②①⑤⑤⑥④
	世帯主の妻	5	⑤	④⑤②①⑤②⑥
	あととり	13	⑤④⑤③④⑨②①⑤④⑤⑥①⑥④⑧⑥④	③⑤
	あととりの妻	4	⑤④⑧	③⑤⑥⑥
III	世帯主	12	③⑩	②⑨②⑦①④④②②⑤④⑤①⑥⑨①④④
	世帯主の妻	10	⑫	②⑦①④④②②⑤④⑤①⑥⑨①④④
	あととり	14	②⑨⑨①⑥②⑦①④④②②⑤④⑤①⑥⑨①④④③②③⑥⑨	②⑦①④④②②⑤④⑤①⑥⑨①④④
	あととりの妻	3	⑫①⑨⑨③	①⑥
IV	世帯主	9	⑦②⑤⑥⑧⑤③⑤⑨	②①⑧⑧⑤②
	世帯主の妻	6	②⑧	②⑤⑥⑧⑤②⑤⑨
	あととり	3	⑦⑤⑦⑤③	
	あととりの妻	2	⑤⑦②	
V	世帯主	5	③④②①②④⑥①	⑥⑦
	世帯主の妻	4	③④②①	②④⑥①
	あととり	3	③④⑥⑦⑥①	
	あととりの妻	0		
VI	世帯主	6	③⑧	②③④⑦③⑧③⑨④⑩
	世帯主の妻	2		④⑩④⑦
	あととり	4	②③④⑦③⑧④⑩	
	あととりの妻	0		

(注) □は自営兼業従事者である。また、○は自営兼業と臨時勤務の両方に従事していることを示す。(昭和56年2月現在)

退してきたのであるが、そこでの余剰労働力は当然に通勤兼業にむけられる。この農外就労について、階層別に農外就労者の続柄と就労形態をみたのが表14である。まず世帯主の農外就労をみると、世帯主の平

表15 非農家の就業状況

世帯番号	世帯主年齢	世帯主就業			その他家族員就業			
		業種	形態	勤務地	税納	業種	形態	勤務地
⑩	75	農協用務員	常勤	高柳				
③⑥	51	(住職)坂井町役場	"	坂井町	妻	中学校事務	常勤	坂井町
③⑦	55	中学校教諭	"	三国町	妻 長男	小学校教諭 高校教諭	" "	三国町 坂井町
④②	34	木部郵便局	"	高柳	妻	衛生組合	"	坂井町
⑤⑤	74	住職			妻 長男 長男の妻	保育所経営 住職 保育所		
⑥⑩	36	酒伊精錬	常勤	福井市	妻	会計事務所	常勤	三国町
⑥③	48	建具商	自営		長女	店員	"	"
⑥⑤	50	ブルトニーザ二運転手	臨時	三国町	妻	店員	"	"

(昭和56年2月現在)

均年齢は昭和五六年一月一日現在五二・六歳であり、自営を除き、I層での恒常勤務は一戸にたいして臨時勤務は二戸、II層も恒常勤務一戸にたいして臨時勤務が五戸、III層が恒常勤務一戸にたいして臨時勤務が一戸と、いずれも臨時勤務が多い。しかしIV層になると恒常勤務と臨時勤務がそれぞれ四戸で、V層は恒常勤務三戸臨時勤

表16 農外就業先・形態

就業先	人数計	職員・常勤	臨時
計	136	81	55
部落内	12	6	6
坂井町木部	13	4	9
三国町木部	0	0	0
木部を除く坂井町	19	15	4
木部を除く三国町	33	14	19
その他隣接町	22	13	9
福井市	36	29	7
その他	1	0	1

(注) 非農家を含み、自営兼業を除く、昭和56年2月現在

務一戸である。ただ、VI層は③⑧③⑨④⑩が商店、飲食店経営であるが、②③④⑦は臨時勤務である。また、世帯主の妻はI・II層に恒常勤務はなく、III層に一戸、IV・V層に二戸となっている。これにたいして、あととり(あととり予定の女子を含む)の農外就業は計三九人であり、臨時勤務は二人にすぎない。

さらに、高柳における非農家の就業状況をあげておく(表15)。これら非農家を含む高柳の農外就業地をみると、木部を除く三国町への就労がもっとも多く三三人を数え、次いで福井市の三〇人となり、木部を除く坂井町へは一九人にすぎない(表16)。これを統柄・形態別にみると、三国町への就労は世帯主の臨時勤務が多いのたいて、福井市への就労は世帯主・あととりそして傍系成員を中心とする会社への職員・恒常勤務である。また、坂井町は役場・農協、誘致工場への勤務となっている。

2. 農外就労をめぐる村落内社会関係

高柳での農外就労は、子細にみるならば、そこに農業生産活動場面における協同とは異った意味での複雑な村落内社会関係の反映をみる事ができる。部落住民が仕事場を同じく

表17 仕事を同じくする家々

地区	勤務先	勤務戸・続柄
部落内	Si 縫製 木部郵便局	⑤⑧の長男の妻 ⑥②④⑤⑨⑥①妻 ②⑤⑩④②世
坂井町木部	T 木工所 Su 縫製	①⑩⑨②④⑦妻、⑩⑥長男の妻 ⑭②⑧妻
坂井町	坂井町役場 坂井町農協 環境衛生組合 誘致工場	③⑥世、⑩③④⑩長男 ⑤⑨⑤④長男 ②長男の妻、④妻 ③⑨長男の妻
三国町	T 建設 Y 組 W 建設	②⑦④④⑤④⑦⑤②世 ①②③①世 ⑤②妻、⑥②世
丸岡町	U 土建	⑨⑭⑱⑥④世、⑮長男、⑤⑩母
芦原町	N ポンプ	③②⑥⑨世

昭和56年2月現在

する家々を表17に示したが、部落内四八人（戸数では三五戸）が仕事場においても接触を保っている。このうちとくにT建設、Y組の二つのまとまりは強く、T建設の場合「仕事仲間」といわれ、④⑦の運転するマイクロボスに乗って六人全員がいっしょにでかける。そしてバスの中で、あるいは仕事のあい間、帰ってからの交際が重ねられ、ここでの話し合いがそのまま部落の総集会にもちこまれることもある。しかし、これ以外は、仕事を同じくすることによって新しい交渉関係を旧来の交渉関係に重ねていくことは少ない。坂井町役場や農協、環境衛生組合、明治ナショナル（誘致工場）の場合のように、偶然いっしょの仕事場に行くようになった場合にとどまらず、Si縫製、T木工所、Su縫製で働く主婦達は、それぞれに誘い合

いつつ現在の構成をつくってきた場合でも、それが契機となって新しい生活交渉関係を顕在化させてはいない。

むしろ、高柳では、旧来の日常の交渉関係の存在が自営兼業部門内における部落住民の雇用を忌避する要因ともなっている。部落内には自営兼業農家が七戸あり、また非農家の経営が一戸あるが、うち四戸が人を雇いいられている。まず⑨の縫製工場の経営であるが、前にも述べたように現在部落内農家から六人を雇っている。しかし同じ班の家からは働きに来ず、またシンセキも含まれていない。次に⑩のブロック経営であるが、高柳と木部東の境に仕事場をもち、労働力は家族労働力（片手間に保険集金をしている父と世帯主）に木部東とやはり隣部落の今井から計四人を雇用している。今井からはシンセキ（イトコの女性）が二人であるのたいして、木部東（男二人）は関係性はない。この経営は昭和三〇年から⑨と共同ではじめているが、⑨はすぐやめ、また、当初は部落内農家が手伝っていたが次第に他部落の住民に移行した。⑩の経営する造園業は、家族労働力の世帯主、長男、そして妻の手伝いを基とし、当初から芦原町から雇用している。現在二人雇っているが人手が足りない時は坂井町大関から雇っている。この場合も家としても個人としてもとくに関係性はなく、忙しい時でも部落外に人を求めている。さらに慶信寺の住職が昭和四四年から保育所を経営している。三人いる保母はすべて芦原町から働きに来ており、部落の人は断っている。また、高柳には大工をしている家が四戸、左官が一戸あり、自分で仕事を請負ったり、頼まれて手伝ったりしているが、部落内で組んでいるのは⑩と⑩で、これに他所のシンセキ一人が加わり、三人で仕事をしているだけで、それ以外に部落内仕事の協同はない。

これらのことも、農外就労のあり方に日常の村落内社会関係が強く影響をおよぼしていることにはかならない。すなわち、部落における資本―賃労働の関係は本来的な労使関係としてはあらわれない

のであって、そうすることによって労使双方が部落の生活連関に支障をきたすことを避けているといえるのではないだろうか。

注

- (1) 傍系成員を含み、また、次に述べる原縄生産を除いている。
- (2) 最盛期は昭和四八年ごろで、高柳全体で六万貫、一戸平均して一〇〇〇貫の原縄を生産していた。
- (3) 傍系成員を含むすべての農外就労者についてみている。

#### 四 高柳の村落運営と近隣関係

##### 1. 高柳の村落運営と近隣組Ⅱ班

これまで述べてきたように、高柳の農業生産活動をめぐる協同関係は、それまでの日常の交渉関係を基底にもち、また新しい交渉関係を形成してゆくのにたいして、農外就労をめぐる関係はそうした結びつきを薄くしている。そこでここでは、高柳における村落全体の意思決定のあり方と日常の生活交渉関係をみることにする。とりわけ高柳にあつては、村落運営においても、日常の交渉関係においても、近隣組Ⅱ班の機能を増大させていることから、その点に焦点をあてながら考察することにしたいと思う。

まず村落運営の組織であるが、農地改革以前、高柳には酒造業を営み二〇町歩余を所有した農家が一戸あつたが、昭和初期には東京都に転出し、他に大きな土地所有者もなく、二町以上の土地所有者が「頭分」として村落運営にあたっていた。終戦当時一四戸を数え、「むらの四役」をはじめとする主な役職は彼らのまわりもちであり、頭分の寄合で決定されたことは「走り」を介して住民に知らされた。「走り」には年二俵が与えられ、頭分が負担した。しかし戦後農地改革によって二町以上の土地所有者が多く形成されたことによって、

昭和二三年、村落の全般にわたる決定は全戸参加のもとでの「総集會」によることになり、役員も頭分にかわって選挙によるむらの四役と「行政委員」がおかれることになった。<sup>(1)</sup>

総集會は毎年一月五日に行われる初集會とその他臨時に開かれる総集會に分けられる。初集會は戦前から頭分によつても開かれており、しばらくは一月六日だったが、世帯主の通勤兼業の増加とともに昭和四八年に一月五日に変更された。初集會は新年會を兼ね、午後一時半に部落全戸の世帯主が集まり、年賀の挨拶と新役員・委員の選挙の後會食に移る。準備は前年区長が担当し、前年区長のもつとも近いシンセキに手伝いを頼むが、人足として二人分支給される。昭和五五年の高柳の初集會決議事項は次のようである。

##### 昭和五五年高柳区初集會決議事項

1. 耕耘機、トラクター等で、作物等に被害を与えた場合は弁償すること。
  2. 小江の江堀は、地係を各自定められた日時までにすること。
  3. 農道の破損している所は、3月中に地係を各自が補修すること。
  4. 小江の止口で破損している所は、修理すること。
  5. 公民館の年貢は、年2俵神社へ収めること。
  6. 駐車場賃料は、年間一台五、〇〇〇円とし、暮盛に徴収する。
  7. 毎月の水道基本料、ゴミ収集料は、一月から七月分までは4月に徴収し、8月から12月分までは盆盛に徴収する。
  8. 農休日は別表のとおりとし、区民運動會、小学校体育會開催日は、一日作業止とする。
  9. 人足の賃金は一日三、〇〇〇円とする。
  10. 小江の江刈、江堀りを定められた期限までに出来ない時は、人足とする。(費用地係負担)
  11. 農道はふみ起さない事、ヌクイ通り腹付すること。
  12. 総集會の出席率を揚めるため、出席者に人足賃として三〇〇円支給すること。
  13. 行政委員手当は年間三、〇〇〇円とし、班長手当は年間五、〇〇〇円とする。
  14. 監査委員2名の選出は班長の協議により、役員、行政委員を除く区民より選出すること。(監査員に人足をつける)
  15. 初集會は、一月五日に開催すること。
  16. 区内で火災発生の際は、各家庭常備の消火器を持参して、現場へ急行すること。(使用後の経費は区が負担する) 掲水期には防火用水の確保をはかる。
- 近隣の部落で火災発生の際は、月番の班長がハタ、提灯を現場

へ持参すること。17.トラクター等で、他人の田畑を通った時は、必ず後仕末をすること。18.公民館の借用料は、一日五、〇〇〇円以上、半日三、〇〇〇円以上とする。

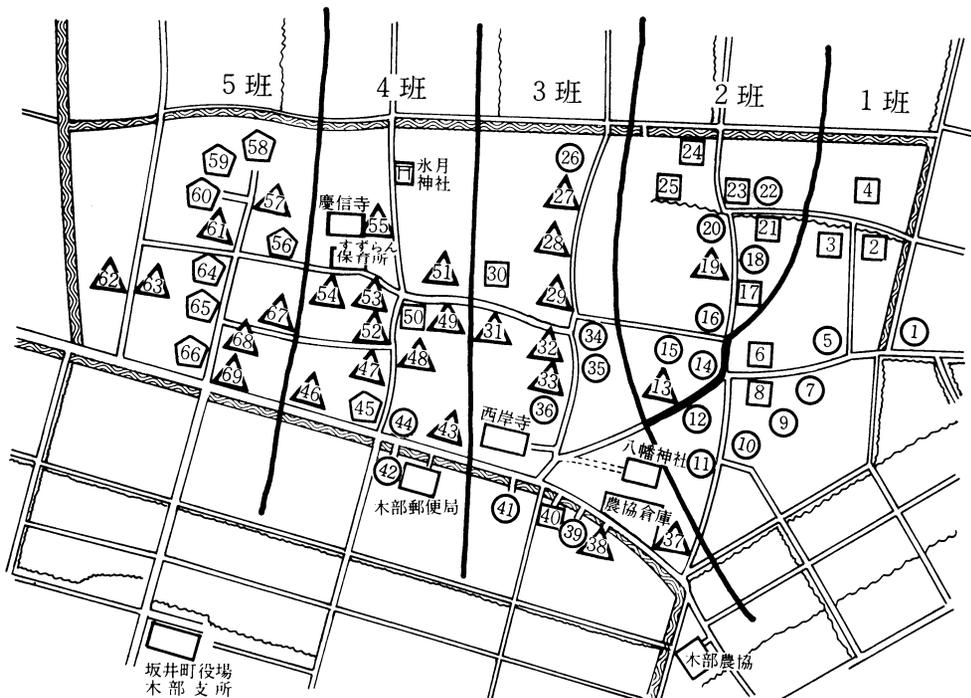
高柳区

この初集会決議事項をみると農道の砂から公民館の年貢、火災時の対応まで広く高柳の生活場面にわたっている。部落費の決算は八月と十二月に盆盛と暮盛と称して、部落全戸が部落公民館に集まって行う。部落会費は一戸前六八戸と半戸前一戸があり、均等割と反別割の二本建てで構成され、後者は他部落所有者からも徴収し、その分については区長が各戸をまわって取立てる。半戸前は半額で人足も免除される。このほか年金、各種税は毎月二五日を取立日とし、班長がとりまとめる。また、高柳部落の収入は、珠算塾使用料、公民館使用料、小学校江掃除料、兵庫川堤防掃除料等がある。支出は部落公民館や部落内街路灯の維持管理費、スクールバス代、県道協力費、町民体育大会の部落代表への補助、農道橋板、木部地区区長会盛、農道砂利、その他飲食代となっている。

むらの四役とは、区長、会役（代理）、農家組合長、農事係（用水係）を指し、また、行政委員は戦前の頭分をうけつぎ、一〇名連記の無記名投票によって初集会で選ばれ、前年区長を加え一一名で構成される。行政委員の仕事は、むらの四役を扶け、行政委員会を開いて総集会へ議題を提出する。高柳における村落の内部運営に関しては、これらむらの四役と行政委員が主導し、総集会で決定されるが、その実施主体が班である。

高柳の班の成立は昭和一六年の戦時体制下における隣保班の設置にみることができる。ただ、当時はなお頭分による重立支配が続いており、まだ村落運営の下位体系として作用するまでにはいたっていなかった。しかし前述の総集会、むらの四役および行政委員の制度が確立すると、走りも廃止され、旧隣保班が「班」として村落運

図2 班構成と同行仲間別世帯



(註) 同行仲間は ○西岸寺 △慶信寺 □常照寺  
◇演仙寺の同行であることを示す

宮の下位体系として位置づけられることになった。図2に高柳における班の構成を示したが、高柳の班は家屋数によって五つに分けられており、その構成は道路をはさんで家々の交際が行なわれることから、基本的には道路によってではなく、家々の玄関の向きで区画を行っていることが注目される。

村落運営にかかわる班の仕事は多い。前述の江堀、江ざらい、江刈、農道の砂入れ、米出し、米出し後の慰安はすべて班単位におこない、このほか「社会奉仕日」の活動分担、祭の「職立て」があり、区長・会役の班としての輪番制、行政委員の班から二名という暗黙の了解もある。

高柳には戦前から社会奉仕日が設けられており、班ごとに担当地区を決めて部落内の清掃にあたるが、老人クラブは神社を担当し、青年団は公民館の内と外を担当する。昭和四四年までは七月三〇日と決まっていたが、四五年からは午後班毎に海水浴に出かけることとし、七月の最終日曜日に改めている。また、高柳には神社が八幡神社と氷川神社の二社があるが、氏子と祭りは一つで行っている。高柳の祭りは八幡神社祭が三月二四日と十月二四日の二回、氷川神社祭が七月十五日で計三回の祭日があるが、職をたてるのは八幡神社祭だけである。八幡の祭りは三日間にわたって行われる。まず祭りの前日の朝に職をたて、当番月の班長が「ふれ太鼓<sup>(3)</sup>」をし「ヨイミヤ」となる。この職立ては昭和四七年まで青年団が担当したが、青年団員が減ったこともあって、昭和四八年からは青年団とむらの役員の手伝いと、班の輪番で行うようになった。次いで本祭りであり、神官を頼んでオハライをしてもらう。翌日が「裏祭り」で、職を下げる。職立てと職をおろすときの計四回をそれぞれ二班ずつ担当する。このような高柳の班は独自の会計も行う。昭和四八年に初集会を一月五日に変更したさい、初集会を含む総集会への出席率が低下することを防ぐため、総集会出席者には一人につき三〇〇円が班毎に

支給され、班の会計に組み入れることにした。したがって総集会への欠席は「班に迷惑がかかる」ことになり、ほとんど出席する。この班の収入は、米出しや社会奉仕日の後の慰安・海水浴の費用となる。ただ、総集会で割り当てられた人足の賃金は本人に手渡す。そして総人足以外に必要な人足は、班毎に輪番で出すことになっている。

## 2. 村組Ⅱ 同行仲間

高柳で家を何らかの契機によって不可避免的にさらいこむものに、前節での班とともに、現在、真宗報恩講をめぐる「同行仲間」がある。高柳の住民は、西岸寺、慶信寺、常照寺、演仙寺の四ヶ寺の檀徒になっており、うち西岸寺、慶信寺の二寺が高柳にある。これら高柳の二寺は東本願寺に属し、他の二寺は西本願寺に属する。高柳ではこの四つの檀徒集団を同行仲間と呼び、それぞれに報恩講を行う。報恩講は「オコ（講）サマ」と呼ばれ、寺に集って行う「初お講」と、世帯主の「オヤスサン」の講、主婦の講がある。西岸寺の場合、初お講は一月六日に開かれ、同行仲間が夕方寺に集まり、説教を聴く。オヤスサンは年九回、若い衆は年二回、主婦は年一回の計二二回、毎月二七日の晩に行われる。輪番の当番の家に同行仲間が集まり、オットメの後談合する。昭和四七・八年ごろまでは夕食も出されたが、現在はお茶と菓子だけである。また若い衆の講は昭和三〇年までは二月二四日と四月二四日の二回であったが、以後二月だけになり、現在ではそれもあまり開かれていない。このほか各家の在家報恩講があることはいうまでもない。また、他の同行仲間のオコサマもほぼ同様に行われるが、西岸寺と慶信寺以外の檀家は部落に寺がないことから、オコサマは部落内だけで行っている。

このような同行仲間は家並を編成基準としない村組としての機能を持ち、戦前のように班がなかったときには、もともと信仰と葬儀の合力に結びついた仲間に、用水路修理や道づくりをはじめ、私的

な生活場面ではシンセキとともに重要な役割を担い生活万般にわたって多くの機能が重ねられた。しかし、戦時中の隣保班と戦後の班の設定により、同行仲間が純粹に寺にかかわる組織に機能を縮少していくとともに、そして村落運営の下位体系として家並と近隣交渉を原則とする近隣組Ⅱ班の比重が増加することによって、同行仲間による生活機能の充足は少なくなってきたといえる。

### 3. 私的生活場面における集団構成と協同関係

これまで述べてきたこともそれぞれ村落内生活協同関係を構成するものであるが、ここではとくにそれ以外の私的な生活場面における協同を問題とする。

村落内における私的な生活協同の関係を考察するにあたって、まず高柳の家をめぐる冠婚葬祭についてみてみる。はじめに主要な社会関係としての吉凶時の相互扶助であるが、婚葬に関して核となるのが高柳の場合シンセキである。つまり高柳の家をめぐる交渉関係は通例は同族関係と親族関係を区別せずに使用しており、図3に示したように、全六九戸の半分にあたる三五戸が何らかの同族関係の系譜に属しているが、ただその系譜も曖昧なものもあり、また古いもので現在シンセキづきあいを行っていない関係もあって独自の活動をもつ典型的な集団形態としては存在していない。家としての日常のつきあい関係を尋ねると、現在の兄弟の本分家関係を別にすれば、むしろ親族関係をあげることが多い。高柳は木部の輪中的性格から内外の「陸の孤島」意識があることもあって、むかしから部落内婚が多く複雑に交錯している(表18)。また現住世帯員の通婚圏をみると部落内がもっとも多く、次いで芦原町、三国町の順となり、坂井町が四位に位置づけられていることは高柳の生活交渉範囲との関連で注目してよいことであろう。ただ近年になるにしたがって部落内婚が減少している傾向は顕著にみえる。

図3 本分家関係

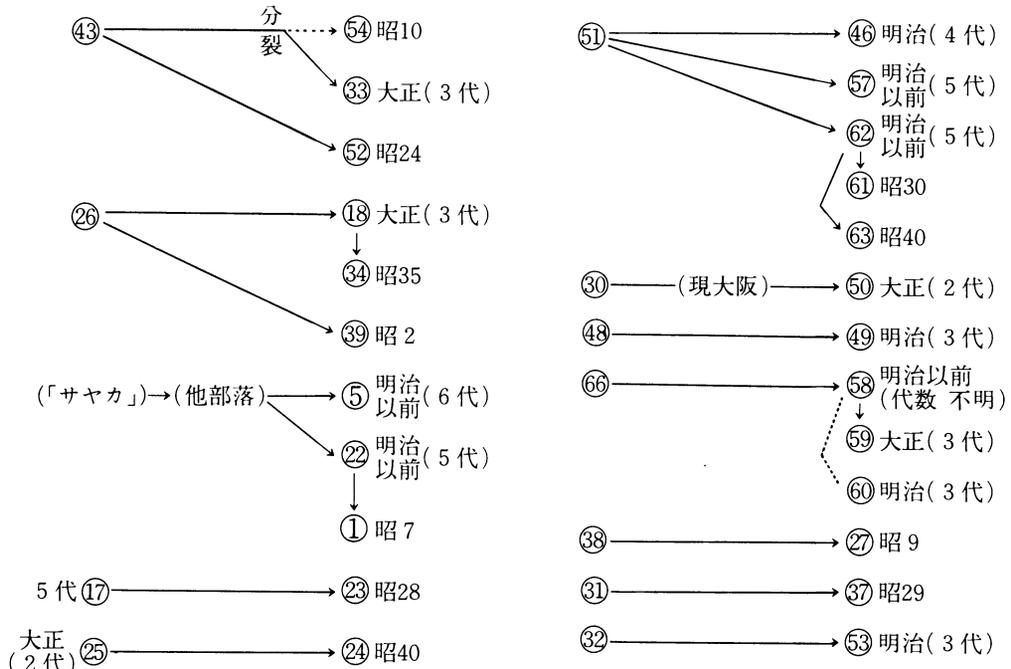


表18 現住世帯員姻戚関係

婚養子先	実家	続柄	年齢
①	⑦	母	68
⑤	⑤⑧	妻	57
⑥	⑤	母	66
⑦	⑤⑥	妻	61
⑨	⑭	妻	52
⑫	⑬	世帯主	55
⑰	⑥⑩	妻	57
⑳	⑳	世帯主	51
㉑	⑥⑤	妻の母	76
㉒	⑳	母	74
㉓	④⑤	母	76
㉔	③⑤	妻	54
③⑩	⑳	妻	50
㉕	④①	養母	67
㉖	④⑤	母	61
㉗	⑦	祖母	92
③③	③①	母	71
③⑤	⑳	世帯主	79
③⑨	⑬	母	71
④⑩	③⑩	世帯主	69
④①	③⑩	世帯主	66
④⑨	④⑥	母	76
⑤⑦	④⑨	世帯主	58
⑤⑨	⑤④	母	73
⑥④	⑤⑧	世帯主	53
㉘	②⑥	妻	48
⑥⑤	⑦	母	71
⑥⑥	③⑩	妻	58
⑥⑧	⑥	母	67

(注) 昭和56年2月現在

ともかく高柳の家をめぐる交渉関係はシンセキを基盤としてとりむすばれるのであるが、その関係の範囲は家ごとに異った圏を描くことはいうまでもない。高柳でシンセキをもたないのは、農家では②、非農家では住職の③⑥と⑤⑤だけである。

高柳の婚葬に関して、シンセキの次にかかわるのが班と同行仲間であるが、葬儀以外はむしろ班のほうが重要になっており、シンセキについて参加が要求される。その状況を示したのが表19である。このような私的な生活場面における班の顕在化は家普請における手伝いにもみることができる。家屋の新築築にさいしての家のとりこわしと建築を住民が手伝うが、頭分時代には同行仲間を手伝っていたものが、次第に班に移行し、昭和三〇年代後半には班内だけの手伝いとなつていく。もっとも現在は建築は大工に依頼し、とりこわしだけを行なう。また、部落内道路の舗装も班で行った。

このように班内の結束は強く、住民の近所づきあいは班を単位としており、③⑩と⑤①は個人的な関係もあろうがトナリでありながら「おつかい」はしていない。すなわち、班は村落全体の協同作業の下部担当基体、あるいは村落の内部運営における最末端機構として作用

すると同時に、そうした班に多くの生活互助機能が重ねられることによつて近隣交際の範囲が限定されることにもなり、班内の住民相互の交際はシンセキに準じることにもなるのである。そしてそのことが逆に班の村落生活の全般にわたる内的体系の基本要素としての比重を増大させてきていると考えられる。

もっとも表19にみるように近所づきあいにおける「ほんとの近所」は班内戸よりも濃密な互助交際が行なわれ、冠婚葬祭や家普請にあつてはもっともシンセキに近い。このような近隣の協同関係は以前から存し、輪中であるがゆえに水と薪が不足していた時代には「湯番」と称し、四・五戸が組になって輪番に風呂を沸かすことが慣行として続き、また水を汲みあげるための「モーター仲間」もこれに準じてつくられ戦後三〇年代まで続いている。原繩加工機や農機具の共同購入が当初から行なわれたこともそうした基盤の上になつて行なわれていくと考えてもよいであろう。つまり、これらのことに部落住民をめぐる生活協同は、協同の内容を時代とともに変化させながらも現代における対応の主要な形態として、高柳住民がこれまで培ってきた歴史の中に近隣協同を位置づけ解決している姿をみる

表19 冠婚葬祭にかかわる家々

	範囲	つきあいの内容
葬儀	シンセキ ほんとの近所 班 同行 部落内	手伝い, 5,000~10,000円, 盛籠 } 戦前 米2升, 現在 3000円 } " 米1升, " 2000円 } 一戸一人手伝い 2000円 } 香典 1000円, 供養 200円 } 香典返し 部落内一律 200円
結婚式	シンセキ ほんとの近所 班 同行	手伝い, 「つれ呼び」
出産祝 内祝 傷病見舞	シンセキ ほんとの近所 班	平均 5000円 " 3000円 " 2000円
新築・改築	シンセキ ほんとの近所 班	とり壊し終るまで手伝い " 2~3日手伝い " 1~2日手伝い

ことができるのである。  
もちろん、私的な生活場面をめぐって個人的な交友関係もさかんに行なわれており、部落の中で認められている仲間も多い。その状況は表20のようになっており、なかには家族ぐるみの旅行をすることもある。そして高柳のこのような仲間集団はほとんど同年齢層でつくられている。ただ、それらはあくまでも個人的な関係であり、村落とのかかわりは少なく、たとえば現在の婦人会が、部落組織に

表20 個人的仲間関係

番号	仲間の内容	参加者及び続柄・年齢
1	在所同窓会	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿世
2	同級生仲間	⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿世
3	同級生仲間	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻
4	同級生仲間	⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿長男, ②③④⑤⑥⑦㉑㉒世
5	お茶のみ, 旅行仲間	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿母 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻
6	老人クラブのなかよし, 温泉仲間	③④⑤世, ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿父
7	おばあちゃん仲間	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿祖母, ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿母
8	お茶のみ, 旅行仲間	④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻
9	お花のグループ (昭52まで)	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻
10	主婦の仲間	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿母, ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻
11	主婦の仲間	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿妻
12	酒飲み仲間	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿世
13	酒飲み仲間	③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿世
14	マーじゃん仲間	⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿世

(註) 昭和56年2月現在, ( )内は年齢

準じ・役員を班送りとし、班長をおいて輪番として行っていることから班内の交渉関係を強めているように、村落住民としての参加は班内の談笑を結果している。あるいは昭和五四年から開かれている高柳区民運動会も班対抗の形をとっており、これらはいずれも部落における班の結束を前提としてすすめられているのである。

注

- (1) 高柳の役職としてはこれらむらの四役のほかに、寺総代、氏子総代、農協理事、町議会議員、土地改良事業にともなう各種委員があるが、これらは戦後しばらくは旧頭分から選ばれていたが、現在ではほぼⅢ層以上の農家から選ばれている。
- (2) 戦前は農家組合長を農家実行組合長、農事係を用水係と呼び、別

別におかれていたことが、高柳にもつ用水の意味の大きさをものごとくたっている。

(3) 高柳では「ふれ太鼓」と称して、総集会、総人足、作業止、祭、毎月二五日の集金日に当番月の班長が部落内五ヶ所（一班一ヶ所）で太鼓をたたいて知らせている。このほか同行仲間で行う報恩講や葬儀のさいにも太鼓をたたいて住民に知らせるが、この役目は班長ではなく、仲間の当番かとも近いトナリの住民であり、高柳における村落内部連帯にかかわる班と私的な生活場面の住民としての参加が区別されている。

## 五 むすびにかえて

以上、高柳における村落内社会関係を、農業生産活動をめぐる協同関係と農外就労をめぐる関係をみ、それぞれの関係の基底にひそむ日常の生活交渉について考察してきた。ここでは、土地移動や耕地貸借に階層上の一般的な傾向はみいだせず、機械仲間の形成や農作業の共同、さらにはそうした農業生産活動自体を円滑ならしめるさまざまな普請、農外就業を通じての村落内仲間の形成等々、生産・労働し生活する糧を得る営みに、村落内関係が介在し、それを利用し活用すると同時に、村落生活を営むうえで支障があるならば、そうした村落内関係を意図的に排除し、それまでの生活交渉関係を壊さない配慮がなされている。自営兼業内部にシンセキはもちろん班内戸や親近戸を組み入れないことも、そうした意思のあらわれであろう。ただその場合、部落内関係戸を完全に排除するのではなく、排除の外枠に班Ⅱ近隣組が位置づけられているところに、現代村落の、そして近隣諸関係の住民にとってもつ意味を知ることができる<sup>(1)</sup>。

すなわち、農外就業をめぐる労働者としての村落からの自由性・解放性の増大にたいして、現在高柳耕地が一反三三〇万円という状況で、土地を手離すことも少なく<sup>(2)</sup>、農民の意識のなかで規模拡大に

よる専業をあきらめ、兼業へ傾斜するのであるが、そうした兼業の就業先は、Ⅲ層以上の臨時勤務の多さにみられるように、年何日かの休みが得られることを条件として選択せざるをえず、上層に納まるほど不安定就業になることはいうまでもない。したがってひとつの職場への勤続年数は長くはならず、職場での部落をこえた仲間の形成も流動的である。地域労働市場としての下請企業の不安定性がそれに拍車をかける。農外就労をめぐる結びつきが、農業生産活動場面でのそれと異った性格をもつのは、こうした理由と考えられ、ここに、生活要求の経済的側面と同様に人間環境的側面の重要性をみることが出来る。それがこれまでいわれてきた「部落内強制」の基盤であるといってもよいであろう<sup>(3)</sup>。

高柳ではこのような要求にもとづく現代の生活協同を、班Ⅱ近隣組を核にすすめることによって持続させている。つまり、共同防除のように、部落全体对各戸の關係にあつては、部落のぐるみ協同が消失すると各戸に分裂するが、機械仲間のようにその間に仲間や班を介在させることによって、協同關係は変容しながらも持続する。仕事仲間をはじめ高柳の種々のグループに属さない住民は、「むらの情勢にうとくなる」といふ言い方をし、多くのむらのひとびとは進んでグループのなかに入りこもうとしている。また、シンセキの少ない家はどのような關係なのかも分明でない「古いシンセキ」とシンセキづきあいが続けている。しかし、本分家關係が定型的集團として機能せず、親族關係が錯綜している条件のもとで、このような協同關係が家々それぞれに異った圏を描くことになり、一方で、村落住民を一律不可避的にかかえてむものとしての同行仲間や班を發達させてきた。そして現代においては班が平等に村落機能を分けあうことから、部落と住民の間に班を介在させ、近隣交渉にもとづく定型的な集團として機構化することによって、生活協同の持続をはかり、住民の組織体として再編成しつづけているのである<sup>(4)</sup>。

敷衍すると、高柳の班の機能は、ほんとの近所の重なりを土台としながらも近隣組として一律に組織するものであることによって、ふれ太鼓に象徴されるように部落の内部運営に関して主要な役割を担うことが可能となる。それは村落を縦横にはしるシンセキや個人的仲間関係・生産協同の仲間をはなれて、一律平等に村落生活の中に参加せざるを得ないものとして存在している。いうならばそれは村落住民の家に帰属しまた個人的な力能にかかわる村落内関係をチェックするものともいうことができよう。婚姻にさいしての顔みせが、シンセキと同時に班であり、次いで個人的な交友関係であることもその重要性を示しているといえる。そして村落としての高柳は、そうした近隣組＝班を基体とした生活交渉の外苑として、運営され、外社会への対応基盤となっていると考えられる。現代村落に指摘される「形骸化」あるいは「解体しながらも持続する村落」というものをこのように理解しなければならぬのではないだろうか。また、そう理解することによって、現代の農民が現に行っている対応のメカニズムを、農民の側から理解することができるのではないだろうか。

注

- (1) このことは、現代農民の生活理解にとって、行動としてあらわれる顕在的な側面が強調されて理解されることにたいして、それと同時にそれをもたらす潜在的な態度も生活理解にとって不可欠であることを示している。山岡栄市が「むらはもつと深層において生きていくものであり」「現象面の根底にある、目に見えない潜在力としてのむらの精神を忘れてはならない」（『丹波・丹後と近江農村との比較―ひとつの試論―』『佛教大学社会学部論叢』第一四号 一九八〇 四四―四五頁）ということも、この意味で理解したい。
- (2) 「二町もてば一人前」の意図が頭分時代から現代にいたるまで流れているようであり、「一人前」になれば「一反分の米の収入と貯金

- 利子ははぼ同じ」ということで、それ以上は積極的に購入しない。
- (3) 農民層滞溜の根底には、小地域社会としての村落の住民として生活してゆこうとする意思が大きくはたらいっているように思える。したがって村落内部においては階級的対抗関係の顕在化も意図的に排除することにもなる。
- (4) 一班と二班の境界に例外はあるが、班と玄関の向きにもとづいて区画したことも、そうした生活交渉関係の介在を保持することに役立っている。

〔付記〕

本研究は、文部省科学研究費による昭和五二・五三年度総合研究(A)（代表塚本哲人）と昭和五四年度奨励研究(A)の補助を受けている。また、調査にさいしては松村和則氏（宮城工業高等専門学校講師）の助力をうけた。記して感謝したい。